

# カナダにおけるIFRSの適用状況

## カナダにおけるIFRSの適用状況

- ・カナダでは、上場企業や金融機関を含む「公的説明責任企業」に対し、連結財務諸表の作成が求められ、2011年1月より国際会計基準(IFRS)が適用されている。
- ・米国証券取引委員会(SEC)登録企業には、米国基準の使用が認められている。

### <IFRS適用決定時の状況>

- ・投資会社等においては2年間のIFRS適用延期が可能(注1)。
- ・料金規制業種については、IFRSの新基準の整備を待つため、カナダでのIFRS適用決定時、①1年適用を延期(注2)、もしくは②SEC登録企業でなくとも2015年1月1日に始まる事業年度より前まで米国基準の適用が可能。

(出典: )IFRSに関する北米調査出張(カナダ)調査報告書

(注1: )投資会社等(IASBの公開草案「投資企業」の定義に当たる可能性のある、投資のみを事業の目的とする投資企業及び生命保険業における区分勘定)については、その後、更に1年間の適用延期がなされ、2012年12月12日に、2014年1月より「投資企業」の適用をすることを決定。

(注2: )料金規制業種(電力業・ガス業など、規制によって顧客から領収する料金の定めがある業種)

については、その後、3回にわたって適用延期が決定され、現在は2015年1月から適用開始予定。 1

## カナダ会計基準審議会報告書の概要①

2012年8月29日、カナダ会計基準審議会 (AcSB)は、2011年から2012年の年次報告書を公表。

- AcSBの行った調査では、IFRSの強制適用に明確に反対する意見は少数であったが、IFRSの強制適用を疑問視したり不満に思う意見もあった。
  - ・企業における調査から得られた回答数は前年より少なく、回答者の満足も全般的に前年より低水準であった。
  - ・主に中小企業において、IFRS適用のために生じる労力・費用に比べて導入の便益が限られているとの懸念があった。
  - ・米国に先立ちIFRSを導入したカナダの決定を疑問視する意見もあった。
- IFRSの改善は必要だが、国際的に受け入れられる質の高い単一の会計基準という目標実現のためには、IFRSが唯一の現実的な道である。  
米国における状況に応じてカナダの中核的な戦略が決定されるべきではない。
- 2011年度末までにIFRSをカナダで導入・実施するという目標を達成しており、長期的な目標に向かって前進していることについて、AcSBは満足している。

## カナダ会計基準審議会報告書の概要②

○ カナダにおけるIFRS適用初年(2011年)段階に解決せず、完全に解決するには更なる時間を要する主な課題は以下のとおり。

➤ 料金規制の影響に関するIFRSにおける具体的なガイダンスの欠如

:既存のIFRSの解釈を用いると、投資家、債権者及び他の財務諸表利用者にとって一般的に有益ではないと思われるような情報を提供することとなるため、AcSBは料金規制業種企業に対しIFRSの強制適用日を遅らせることを決定し、その間、米国基準の採用を認めた。

その結果、カナダの料金規制業種企業は、財務報告につき様々な異なる方法で報告することとなった。

料金規制に係るガイダンスの欠如による問題はあるが、AcSBはこの議題について、基準のカーブアウトや解釈の追加を行わない方が望ましいと結論付けた。

➤ IFRS下での投資企業のガイダンス開発の促進

:IFRSへの移行準備の初期段階において、AcSBは投資会社が支配している会社に投資する場合における会計に関する重大な問題に気づき、投資会社の行う全ての投資について公正価値評価を継続できるようにIFRSを改訂するプロジェクトを行うようIASBに要求したが、プロジェクトは未だに完了していない。

## カナダ会計基準審議会報告書の概要②

### ➤ 国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)のコンバージェンス作業による影響への対応

:IASBとFASBがコンバージェンス作業を行っている『収益認識』、『リース』、『金融商品』、『保険契約』の4基準は非常に重要であり、時として議論を引き起こす問題。AcSBは、IASBと各国基準設定主体とのネットワークに参加するとともに、カナダの利害関係者とIASBのコミュニケーションを支援するなどIFRSの開発並びにその適用を支援した。

### ➤ IFRSのうち、明瞭性や具体的なガイダンスが欠けていることにより、実務上、適用時に問題が生じる場合の問題解決

:解釈の不明確さや不統一な実務に対する懸念がある。国内の関係者で構成されるIFRSディスカッショングループにおいて問題点を共有するとともに、これらの問題に関する対応案を検討して、IASB又はIFRS解釈指針委員会(IFRS IC)に提案する等の対応を実施した。